

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年7月30日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号819号 業者コード901号  
愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号  
ジャパンベストレスキューシステム株式会社  
代表取締役 若月 光博

2 廃止年月日

令和6年6月30日

(上下水道局水道部水道管路課)